別記様式第１号(大学・大学院)

通　　　知

学　　　部　：(大学院は学部記載なし)

学　　　科　：(大学院は地域政策研究科)

学　　　年　：

学籍番号　：

氏　　　名　：

　上記の者、　　　　　年　月　日（　）の「学生の本分に背く行為」に

より、学則第５０条に基づき、　　　処分とする。

　　　　　　　　　 (大学院は第59条)

　なお、「旭川市立大学学生懲戒規程」第１7条第１項の規定に基づき、通知書の交付日から２週間以内に、学長に対して不服申立書(別記様式第３号)により不服申立てを行うことができる。

　　年　　月　　日

旭 川 市　立 大 学

　　　　　　　　　　　　　　　　　学長

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

　本処分に伴う事項

別記様式第１号(短期大学部)

通　　　知

学　　　科　：

学　　　年　：

学籍番号　：

氏　　　名　：

　上記の者、　　　　年　月　日（　）の「学生の本分に背く行為」に

より、学則第４９条に基づき、　　　処分とする。

なお、「旭川市立大学学生懲戒規程」第１7条第１項の規定に基づき、通知書の交付日から２週間以内に、学長に対して不服申立書(別記様式第３号)により不服申立てを行うことができる。

　　年　　月　　日

旭川市立大学短期大学部

　　　　　　　　　　　　　　　　　学長

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

　本処分に伴う事項